

寛永十九年幕領村からの代官宛請書

大塚英二

はじめに

寛永末年の近世史研究での意義は、慶安期のそれが後退してもなお大きいと言える。それは、寛永飢饉と田畠水代売買禁令を軸に展開した小農維持論に集約されるが、当該期の研究はいまだ実証分析ではそれほど多くの蓄積をなしていないように思われる。北島政元氏や佐々木潤之介氏による農政上の大枠での研究^②のほか、初期代官研究の一環としてある関根省治氏・佐藤孝之氏・和泉清司氏らの研究^③が注目できるだけである。

確かに、寛永飢饉については、『国史大辞典』^④のほか『日本史広辞典』^⑤などに項目立てされるようになり、それだけ事例の積み上げもなされてきている。一方で、永代売禁令については早くから土地制度分析を基本としつつ、多くの研究がなされてきた^⑥。しかしながら、飢饉の実態と具体的な支配をストレートにつないだ研究はやはり不十分なままだと断ぜざるを得ない。

そこで、小稿では、寛永飢饉への対応として取られた幕府代官の施策と村側の対応を、寛永十九年（一六四二）の代官支配村々の側から出された請書の分析を行うことを通じて検討してみたい。対象地域は、駿河・遠江の幕府代官支配地である。

—二つの同一日付の代官宛請書

非常に珍しいことと思うが、異なる二つの代官支配地に全く同一日付の代官宛請書が存する。それは寛永十九年七月二六日のもので、一方は駿州沼津代官支配の駿東郡御宿村（現静岡県裾野市）に、もう一方は駿州島田代官支配の遠州榛原郡神尾村（現島田市、大井川西岸で旧金谷町）に残された。この一致は単なる偶然とも考えられるが、当時の代官支配のあり方から見て、その一致は寛永末年の緊迫した状況と農政の具体的な現場のあり方を示すものとして、ある意味で必然と理解しなければならず、それだけ重要だと思われる。それゆえ、小稿の目的の大半はこの二つの請書を紹介し解説を加えることにある。

まず沼津代官宛の請状を〈史料1⁷〉として掲げる。

〈史料1〉 覚

□此以前被仰付候男女衣類之事、庄屋ハ絹紬布もめん、其外百姓共ハ何も布もめん □ □ 袖□帶ニも仕間敷

□ □ 若相背 □ □ 見合ニ御はき取候、本人ハ籠舎、庄屋・五人与過錢ニ可被仰付候事

一不似合家作、自今以後仕間敷候事

一よめ取仕候共、乗物用申間敷候事

一荷鞍ニもうせんをかけ申間敷候事

右之条々堅可相守旨被仰付候、右上御口上□^{二面}組頭ニ□仰聞候、是ハ面々為身尤くツろきためニて候間、少も違
背申間敷候、若右之条相背申もの御座候ハ、見合聞出次第第五人与中□急度可申上候、隱置脇ち訴人御座候者、
本人並五人与中ハ不及申上、庄や・組頭共ニ如何^様□之御法度ニも可被仰付候、少も御恨□存間敷候、仍如件

寛永十九年

御宿村

午七月廿六日

善左衛門印 八郎兵衛印

喜左衛門印 弥右衛門印

市郎兵衛印

七左衛門印

喜兵衛印

惣左衛門印

八郎右衛門印

太郎兵衛印

理兵衛印

清左衛門印

(後欠)

これは、四ヶ条の禁止条項について、御宿村の惣百姓が連印して代官に提出した請状である。村側にこうした請状の正文が残つたことに若干の疑問は残るが、代官から下げ渡されたものか、二通作成して村側に残された控えかのいづれかであろう。後欠であるなど状態が非常に悪く、判読も困難を極めたらしく、翻刻文では多くの空欄箇所や意味不明の部分が見られる。しかし、全体として意味をとることは容易で、贅沢を禁じて身分相応の生活を営むことを代官が触れてきたので、それに対して罰則規定も含め誓約をした、というのが史料の基本的な中身である。

一方島田代官宛と推定されるものを〈史料2^⑧〉として掲げよう。

〈史料2〉 諸御法度被仰付手形指上申事

- ①一祭礼仏事等けつこうに仕間敷事
- ②一男女衣類之事、此以前如御法度、庄屋ハ絹・紬・布・木綿、わき百姓ハ布・木綿を着可申候、右之外ハ、ゑり
帶ニも仕間敷候事
- ③一よめ取などの時、乗物ニのせ申間敷候事
- ④一不似合家作り、自今以後仕間敷事
- ⑤一来年より本田ニたはこ作り申間敷候事

- ⑥一荷鞍にもうせんをかけ乘申間敷事
 ⑦一来春より木苗ヲ植御林ニ可罷成所、村付野山之内ニ可然所御座候者、見立候而可申上候事
 ⑧一当年郷中ニ而酒作り申間敷事
 ⑨一当年者うとん・きり麦・そうめん・そばきり・まんとう売買仕間敷事
 ⑩一当年者たうふ仕間敷事
 ⑪一当年田畑耕作之義、一入念を入可申候事
 ⑫一当年諸役二人馬被召遣候ハヽ、手形を取置可申候事
 ⑬一村中百姓食物之事、雜石を用、米多クたへ申間敷候事
 ⑭一御年貢ニ納候御米、江戸御城米納候時分、庄屋・組頭立合致詮義、干米入用多く入不申候様ニ念を入可申候、
 若才料不作法成儀仕、小百姓致迷惑候儀候ハヽ、御穿鑿之上庄屋・組頭曲事ニ可被仰付候事
 ⑮一御年貢米跡々ち如被仰付候、あらぬか・くだけ無御座候様ニ仕、たわらなど悪敷無御座候様ニ能々念を入可申候事
 ⑯一郷中諸役入用之義、小帳を作り、品を書付、庄屋・組頭判を仕、帳面ニ御手代衆押切を取置可申候事
 ⑰一諸くわんしん一勘進一并さかなうり郷中へ堅入申間敷候事
- 右之趣今度江戸ち重而被仰下、庄屋・組頭・小百姓迄慥承届申候、若御法度之義相背申者御座候者、何れニも可被仰付候、仍如件

寛永十九年

午ノ七月廿六日

神尾村

庄屋 平大夫

こちらは、史料1に較べるとかなり多い一七ヶ条にわたる項目が列挙されている。正文ではなく控えであり、差出・作成者も庄屋のみ記されている。百姓連印の請書を出すために庄屋平大夫が案文を作ったかとも考えられるが、庄屋

の権限が強く一人で請書を出したとも考えられる。いずれにせよ、史料1が一つの触れに対応する形での請書であつたのに対し、史料2は、標題にあるごとく「諸御法度被仰付」に対する請書であり、複数の触れに対応したものと見ることができる。幕府代官といつても同一の触れを出したのではなく、個性をもつて在地に対応していたのである。そこで次に、節を改めて、幕府代官がそうした触れを出すに至った経緯を具体的に見ていく。

二 寛永十九年五月の郷村触れと代官宛請書

前節で見た代官宛請書を遡ること一ヶ月、寛永十九年五月に、幕府は各地の代官を任地から呼び寄せ、飢饉に関する実状調査を行つてゐる。『徳川実紀⁹』同年五月二三日の条には、「武藏。美濃。遠江。伊勢。駿河。下総。信濃の代官をめして。農民難困のさまを諸老臣尋問す」とある。『実紀』では、寛永十九年の二月から度々大飢饉に陥つてゐることに触れており（二月二八日の条では、飢えた者たちが江戸の巷に溢れていたことを記している）、賑給の必要性も指摘されていた。そうした状況下、幕領で本格的な対応が図られようとしていたのである。

代官たちが飢饉の実状を具体的にどのように語ったかは分からぬが、すぐさま農村への触れとして対策がとられたことが、五月二十四日、同二六日の記述から明らかである。『実紀』にも触れの中身は記され、更に先行研究でも検討された史料であるが、厳密を期すため、以下その触れを『徳川禁令考』から引用し、〈史料3¹⁰〉〈史料4¹¹〉として掲げよう。

〈史料3〉

覚

一 祭礼仏事等、結構ニ仕間敷事

一男女衣類之事、此已前より如御法度、庄屋ハ絹紬布木綿を着すへし、脇百姓ハ布もめんたるへし
右之外ハ、ゑり帯にても仕間敷事

一嫁とりなどに乗物無用事

一不似合家作、自今已後仕間敷事

一御料私領共に、本田畑にたはこ不作様に可申付事

一荷鞍に毛氈を掛乗申間敷事

一来春より、在々所々において、地頭代官木苗を植置、林を仕立候様に可申付事

寛永十九年午五月廿四日

〈史料4〉 覚

一此以前被仰付候諸法度之儀、弥不相背様ニ堅可被申付之事

一当年より、在々ニ而酒造り申間敷候、但、通り之町者格別、併通り之者酒壳候而、在々百姓ニ壳申間敷候、若

壳申ニおるてハ、酒道具不残取可申事

一当年者温鈍切蕎麦切素麵饅頭小壳仕間敷事

一当年ハ豆腐仕間敷事

一当年田畑耕作之儀、念を入仕付候様ニ、面々御代官之内一村切ニ堅可被申付候事

一当年ハ大切之年ニ候、弥百姓むさと遣候わぬ様ニ可被申付候、不叶御用之儀於有之ハ、手形を出し、早々埒明
ケ、百姓迷惑不致様ニ、物每可被申付候事

一在々百姓食物之事、雜穀を用ひ、米多くたへ候わぬ様ニ可被申付候事

一跡々申触候通、御年貢納候御米、江戸御城米ニ納候時分、能々致穿鑿、米入用多掛候わぬ様ニ、名主組頭ニ堅
可申付、才料不作法成儀仕、小百姓迷惑致候事有之におるてハ、穿鑿之上、名主組頭曲事可申付候、不僉議ニ
おるてハ、御代官衆可為越度事

一御年貢米、跡々より如申触候、粗糠碎無之様ニ、能々念を入可被申付候事

一跡々も申渡候通、郷中ニ而諸入用之儀、小百姓帳を作り、品を書付、名主組頭判を仕、帳面ニ手代押切致し渡置可申候、以来小百姓非分仕、出入も有之ニおるてハ、穿鑿之上、曲事可申付事

一諸勧進并肴壳、在々堅入申間敷事

右之趣、面々御法度之所、此外ニも不寄存候儀者、世間くつろき之ために候間、可申付候

五月（二六日）

史料3と史料4は「寛永十九午年自五月至閏九月」の「郷村諸法度凡五通」のうちの二つであり、五月から約半年間の農政の流れの中で位置づける必要もあるうが、とりあえず同年五月二三日の代官を集めめた会議直後に発令されており、いわゆる端境期の飢饉状況に直ちに対応するために採られた施策だと見てよい。問題は、この二つの法令がいかにそれぞれの代官たちの現場に取り入れられたかである。

まず、史料1の沼津代官宛請書と史料3・史料4との関係¹¹規定性を詳細に検討する。沼津代官宛請書から推察でくる代官触れは、ほぼ史料3をもとに作られたと考えられる。百姓衣類・嫁取り・家作・荷鞍の飾りの四項目がそのまま入れられた一方、煙草作の禁・祭礼等での儉約・植林による林仕立の三項目は外されている。明らかに意図的にそれらの項目は除かれたのである。なにゆえであろうか。それを直接判断する材料を持たないが、駿州沼津代官の支配地では、その当時煙草が作付されたことはなく、また祭礼等を派手に行う傾向もなく、更に地域の山林の状況から植林の必要性もなかつたのであろう。だからこそ、そうした項目が除外され、一層コンパクトな触れとなり、それに対する請書の作成となつたと考えられる。

但し、ここに若干の問題が残る。それは、請書の約束文言に当たる部分に述べられた「是ハ面々為身尤くツろきためニて候間」という記述の評価に関わる。これは史料を正確に翻刻しきつてゐるか疑わしいが、意味としては「御法度の指示を出すのはみな安寧のためだから云々」ということになるだろう。そして、そのフレーズは史料3にはな

いにもかかわらず、史料4の最後の部分にはつきりと示されているのである。沼津代官は当然のこと、五月二十四日と同二六日の触れを受けながら、その実、二六日の触れを直接取り入れることはせず、その最後の文言だけを参考にして加えたと理解することができるのである。

この二つの触れを前にしての取捨選択の意味を解明する術は今のところ存在しない。ただ、この代官は村と百姓がより遵守しやすい内容を地域に即して選び抜いて、支配地に向けた触れを作成し、それに対する請書を要求したのであろう。多くを掲げてもそれを徹底することは困難だと判断して、よりスリムな規範を提案したのだと考える。

続いて、史料2の島田代官宛請書と史料3・史料4との関係であるが、こちらは五月の郷村触を見る意味で忠実に反映した触れを現場で出していることが理解できる。史料2の①～⑦は史料3と順番も内容もほぼ一致するのである。また、⑧～⑯までは史料4の最初の項目（諸法度遵守申付としての前文に相当）を除いたものと、順番・内容ともやはり一致するのである。勿論、現場の村相手に触れるために、⑭のように、史料4の代官義務違反に関わる部分等は削除されており、下におろすための作り直しはされているが、その骨格は全く変動していないのである。島田代官の場合、沼津代官とは違つて、幕府勘定所レベルでのやりとりをそのまま現場に取り入れた様子が窺うことができ、非常に興味深い対照が見て取れる。寛永十九年時の島田代官は長谷川藤兵衛¹²であるが、その施策は中央の意向をストレートに反映させた在地支配のあり方として評価することができよう。それは、逆に言えば在地での具体化を放棄したやり方であるとも解釈できるが、幕府の忠実な吏僚として働くとする姿の現れであつたかもしれない。

但し、ここでは二六日の触れの最後の文言、即ち村の安寧のために触れが出されたというフレーズは、沼津代官宛とは逆に省略されている。おそらくそれは、「くつろぎ」云々の部分が、示された御法度の箇条以外に禁止項目が追加される場合の理由説明となつていたからで、追加がない場合には取り立てて文言として入れる必要を、島田代官は感じていなかつたからだと考える。

また、こちらの場合は法度に背いた場合の罰則条項が非常にあつさりとしか請書に盛り込まれていないことも、沼

津代官宛の請書と異なる点であろう。沼津の場合は、請書の条項は少ないものの、非常に粘着質な形で遵守をうたわせているのに対し、島田の場合はその正反対なのである。同じ幕府代官でありながら、現場での支配の仕方は非常に異なった個性を見せていることに気づかされる。

ともかくも、幕府代官は農民支配の上ではそれぞれ裁量面で随分幅のある政策を打ち出すことができたことは間違いない。次には、中央の意向をきちんと反映したと思われる島田代官長谷川氏が、現場でどのような施策を開発したか、これもまた郷村触れの一部を示しつつ考察していきたい。

三 寛永十九年九月の郷村触れの成り立ち

寛永十九年（一六四二）の五月端境期から飢饉が深刻化し、それに直ちに対応した幕府勘定方であったが、それは儉約励行や役人の不正追及、年貢米の管理など、村々の実状にいかにコミットしていくかという点では未だ抽象的な対応でしかなかった。しかし、この年の収穫が始まるとより一層の飢饉の不安が高まる中で、幕府も目に見える形での施策を迫られるようになつた。それが同年九月の触れである。以下、〈史料5¹³〉として全文を掲げる。

〈史料5〉 覚

- ①一去年当年作毛悪処有之而、百姓草臥候と相聞候、此上不疲様入念仕置可申付之事
- ②一当夏中如被仰出候、百姓ニ対し非儀不可仕之、若又作毛損亡無之所申掠之、年貢等令難渋有土民者、急度可被行曲事之事
- ③一酒之儀、江戸京大坂奈良堺、其外名酒之分、又ハ諸国ヨリ往還之道筋、所々城地市之立候所、人居多所町へハ、去年之半分当年者可作之、并新規之酒屋勿論可為停止、於在々所々商売酒一切不可造之、自然此趣相背輩有之者、其所之御代官給人方可為油断之事

(4) 一為費雜穀之間、諸國在々所々ニ至迄、當年者餼鈍切麦素麵饅頭南蛮菓子喬麥切等商買無用之事
附、名物之麦素麵ハ累年之程可作之事

(5) 一所々作候雜穀、其外食物ニ成候類、年貢之方江土民代替出候者各別、当座自由之為ニ、末之考も無之遣之、費
成事多有之候間、面々御代官所給人方、銘々ニ可申聞候之事

(6) 一江戸廻り御鷹場ニハかゝしを不仕、其外之所ハかゝしを致し、従年内麦を蒔可申之事

(7) 一御鹿狩之場所之外、在々所々ニ而鹿猪等おわせ可申、勿論従跡々取來所者可為其通之事

以上

右、各相談之上如斯候、組中并領内江可申付者也

寛永十九年閏九月十四日

右之通、各相談之上、御代官所給人方相触候間、可被得其意候、以上

寛永十九年閏九月十四日

曾根源左衛門（勘定奉行）

宮城越前守（目付）

朝倉石見守（江戸町奉行）
神尾備前守（江戸町奉行）

秋元但馬守（甲斐郡内城代）

井上筑後守（大目付）

松平右衛門大夫（勘定奉行）

（括弧内は筆者注）

この史料は、幕府直轄支配の代官と旗本に対し、勘定奉行や町奉行、目付らが連署して、農民支配のあり方について

て触れを出したものである。発令月は『禁令考』では閏九月となっているが、『実紀』などから九月と確認できるので、九月一四日の発令としておく。第一条は、寛永十八年と同十九年の凶作により百姓と村が疲弊しているので、それ以上困難な状況に陥らないよう支配することを命じたものである。第二条は、史料4の触れを踏襲して年貢収納上の非儀を禁じている。第三条は、同じく五月の触れ（史料4）の具体化でもあるが、酒造を一般的に禁ずるのではなく、都市部と在方を区別して規制したものである。第四条は、やはり史料4に対応し、雜穀を残すために餽飪や素麺等の商売を制限したものである。但し、史料4にない例外を認めておき、第五条は、食物に雜穀を用いることの重要性を指摘したもので、史料4の具体化である。第六条と第七条は、領主の狩猟と関連づけられるもので、獣害への対応が示されている。この二つは五月の触れにはない新規の内容であった。

以上見たように、寛永十九年九月の触れは五月段階の触れの約半数ほどを具体化したものと解される。政策的には、約四ヶ月を経過して、法令・施策の弱点が見えた段階で、新たに強化面を考慮して触れられたと考えてよいだろう。

ところで、こうした幕府中央の法令・政策が地方の現場ではどれくらい具体化されるのであろうか。現場での法令理解ではなく、直接的な村支配の問題として注目すべき史料があるので、節を改めて紹介する。

四 寛永十九年十月の幕府代官宛村指出状

寛永十九年十月、駿州志太郡瀧沢村（現藤枝市）は代官長谷川藤兵衛に対して一通の指出状を提出している。（史料6¹⁴）として掲げよう。

〈史料6〉山西志駄之内瀧沢村田畠屋敷午ノ御指出之事

高式百拾石三斗五升六合

本田新田村之惣高达

内分

百七拾三石三斗六合ハ

拾八石七斗壹升七合ハ

四石壹斗壹升三合ハ

六石ハ

八石武斗貳升ハ

以上

右之高之内二三拾四石貳斗貳升四合久川成永荒之儀、本田新田ニ御座候ニ付、御打入之時引物之分ノ内書を仕、中泉ち御越候御代官へ書分指出仕候、田中ち之巳ノ年之指紙ニも其前之指紙ニも河成荒之分ハ立テ不被成候、入國之亥ノ年計河成はかり御立テ被成候、其時モ荒ハ御引不被成候付、村之惣高辻田畠之分仕、少不相違指出仕候、上中下畝積りマテ右ニ書分致指出申候間、高辻之分計指上申候、為後日之仍如件

寛永十九年

午十月廿九日

瀧沢村

伝兵衛（筆軸印）

組頭

与三郎（筆軸印）

長谷川藤兵衛様

この指出は、島田代官長谷川藤兵衛の求めに応じて、瀧沢村の伝兵衛（おそらく名主と考えられる）と同村組頭与三郎の二名が、瀧沢村の本田畠・新田・屋敷分などの高辻二一〇石余を書き上げ、しかもその中に川成・永荒分が三四石余あることを説明したものである。最初だけ川成が計られて差し引かれたが、その後の年貢免定（ここでは「指紙」とあるが、これは免定と理解してよい）ではそれらが盛り込まれず、また「荒」については最初から引かれてい

田方之高辻

畠方之高辻

居屋敷之高辻

山畠切剥見取之高辻

新田之高辻

なかつたと瀧沢村側は述べている。全体を見ると、代官は村高と控除分、更に年貢引き分があるかどうか尋ね、それに対して村側が答えたことが窺える。

さて、問題はこの代官の施策と中央からの指導との関連である。実は史料3・史料4の段階では、代官や旗本が百姓を酷使することを禁ずることが盛られているが、村と百姓が疲弊していることへの言及はなかった。それに対して、史料5、即ち寛永十九年九月の段階で初めてそうした状況を考慮した形で対応することが求められたのであつた。その翌月の代官の指出要求は、まさに史料5に沿つたものと見ることができる。①の第一条における支配地疲弊の現状を代官自ら把握しようとしたのがこの指出ではなかつたかと考えるのである。

なお、指出には「田中ち之巳ノ年之指紙ニモ」の記述があり、寛永十九年は午年であるから、巳年は前年の寛永十八年のことと考えられる。その年までは藤枝の田中藩から指紙¹⁶年貢免定が出されていたから、それまでは田中藩の支配であり、十九年からは幕府代官の支配になつたことが確認できる。それまでの領主水野監物は同年七月二八日に吉田藩（豊橋）に転封している¹⁶ので、支配替わりによる村差出の可能性もある。しかし、支配替わりへの対応にとどまらない要素がこの指出に存在することは間違いない。なぜなら、水野氏の転封から既に四ヶ月も経過しているからである。十月末は通常年貢免定が出される時期である。そのような時期に指出が出されたのは、一般的な村指出のような領主交代期の在地把握というのではなく、五月以来の郷村触れの帰結として、九月の触れを受けた代官が、村の実情にあつた年貢免定を新たに発給するために村々の実情調査を行つたもの、と理解してよいと思われる。

五 寛永十九年の宿村庄屋訴状

寛永十九年の問題を考える上で、もう一つ興味深い史料を藤枝市域で取り上げよう。長文ゆえ関係部分のみの抜粋とするが、「藤枝市史」での表題は、同年九月の「庄屋役・御伝馬役を一軒役としたく鬼岩寺村庄屋訴状¹⁶」というも

のである。〈史料7〉として掲げる。

〈史料7〉 卓恐申上候事

西志駄郡藤枝町之内ニ而我等屋敷前々壱間屋敷ニテ庄屋役仕候処ニ、水野監物殿御知行ニ罷成候而二年目より御伝馬我等ニ被仰付候、：（中略）：我等之御伝馬役御免被可被下候と監物殿町奉行衆へ様々申候へ共、御聞不被成候間迷惑仕候ニ付、只今申上候事

：（一条略）：

一壱間屋敷ニ式人罷有候者共上伝馬町ニハ多ク御座候得共、：（中略）：松平大膳殿御知行之時迄御伝馬不仕候処ニ、監物殿御知行ニ罷成、結句壱間之屋敷ニテ式間之御役被懸仰候儀者御非分之御仕置ニ而御座候へつれとも、御地頭と申、理非を御わけ不被成候御時分ニ御座候ニハ、御前帳をも御覽不被成候而、屋敷之分地も不被成御伝馬被仰付候間、不及是非候て只今迄者御伝馬仕罷在候、壱間屋敷ニテ式間之御役仕候者、監物殿御知行之内ニ無御座候所ニ、壱間之屋敷ニテ我等式間之御役仕候ニ付、身上つぶれ申候間、只今御訴訟申上候事

右之趣御意所仰候

寛永拾九年

午九月廿五日

駿州山西志駄郡藤枝内鬼岩寺村

庄屋 三次郎^印

この史料は、鬼岩寺村（現藤枝市）の庄屋三次郎が、屋敷が一つしかないのに庄屋役と伝馬役の二つを任されては身上がり潰れてしまうと訴え出たものである。宛先が記されていないが、この年既に田中藩主水野氏は三州吉田へ転封しているから、そのあとの新領主松平氏¹⁷に対し出されたもの（その控え）と考えられる。かつて松平大膳（忠重）が領主だった時代には伝馬役を担わされたことはなく、新たに水野監物の時代になつてから二つの役が同時に課されたとしている。しかも、自分のような二重の役負担は水野氏支配においても他に類例がないと言っている。三次郎家

が二つの役廻りを演じさせられたのは、鬼岩寺村と藤枝宿との歴史的なつながりの問題に関わるようと思われるが、ともかくここでは、いみじくも寛永十九年の九月という時期に、こうした役負担の単純化、同時に負担の軽減を、百姓が要求しているという事実が重要である。鬼岩寺村は代官支配ではないが、寛永飢饉の進行の中で、領主と百姓の間には問題の共有化が見られ、御百姓存続という論理が説得的意味を有し始めたと見てよいだろう。

おわりに

最後に、寛永十九年の幕府農政の流れを、中央とそれぞれの代官の現場での対応という形でまとめを行つてみたい。実は寛永十九年の幕府代官宛指出はもう一つ存在を確認することが出来る。それは同年九月二一日付で駿州本宿村より沼津代官野村彦大夫へ宛てて出された「物成指出¹⁸」である。但し、そこでは、代官が野村氏に交代したため出された指出との評価がなされている。その中身は過去三年間の本田畠と新田畠の年貢米及び山年貢が記され、新たに年貢免定を発給するための基礎資料を得ていたことが窺われる。となれば、これは一般的な村指出に相当するもの（村差出明細帳の前史）と理解するのが妥当のようでもある。しかし、果たしてそうなのだろうか。本当は、飢饉に直面して村の実力を三年前から推し量つたというのが実際の経緯ではないだろうか。要は、新規の代官支配のために行つたものか、中央の飢饉対応への方策として行つたものか、よく考える必要があると思うのである。

関根省治氏はその著書の中で、「寛永末年の飢饉が農村を急速に荒廃させており、農民から全剩余労働を搾取する体制¹⁹」「第一段階」は転換を余儀なくされていった。このような地方の変化と、これに対応する幕府勘定頭による代官の直接支配によつて幕領支配の強化を図ることにあつたが、一方ではその意図に反して荒廃した地方の再興を図るために地方巧者として農村支配に精通している在地性・土豪性の強い初期代官を利用せざるを得ない²⁰」状況があつたと述べている。地

方に対する勘定所の直接支配の進展を評価する見方であり、上記で見た寛永十九年の代官異動と指出請求は、まさにそうした支配の強化として位置づけられよう。とするならば、指出は一般的な指出ではなく、寛永十九年の農政の脈絡の中で捉えてよいものであろう。

さて、本宿村の指出によれば、寛永十六年の本田畠における年貢納は四〇・一五五石、同十七年が一三・五六八石、同十八年が四八・六二二石、山手役が三年とも〇・四五石、新田年貢がそれぞれ一・二石、一・二五石、二・一石となつていて、これを見る限り、駿河東部地方においては寛永十七年が不作だったことが窺われるが、飢饉の発端となつた同十八年ではむしろ年貢は増加し、新田部分でも大幅な前進が見られたことが分かる。また、寛永十九年の収納においても本田畠では四〇・〇五一石、山手役は〇・四五石で一定、新田では一・七五石と、前年には及ばぬものの、ほぼ三年前の水準と同じである。一般に言われるような飢饉が駿州地方を襲つたとは考えにくい状況である。

それに対し、島田代官支配下の遠州東部（先ほどの指出状を出した神尾村がある）の島村・牛尾村（現島田市、元金谷町）では、駿河東部とは逆に同十七年が比較的よく、その後十八年、十九年と激減する²⁰⁾。ともに十七年から十九年の二年間にほぼ半減するほどの不作であり、おそらく寛永飢饉の状況を遠州地方は現出していたと考えられる。

以上のような農村状況の違いが、百姓への触れの内容の違い、かつ請書の中身の違いとなつて現れていたのである。即ち、駿州東部の沼津代官は、飢饉を現場で十分認識することなく、寛永十九年五月の二つの触れをほぼ一つは無視する形で、儉約という一般的な内容しか盛り込まずに請書を出させたのである。そして、違反した百姓は厳しく取り締まるとの厳罰主義に徹した対応であった。他方、大井川西部の遠州東部では、飢饉が十分認識されており、中央の意をしつかり受ける形で、二つの触れをそのまままとめた形での請書請求がなされたのであった。そこでは單なる厳罰主義ではない小百姓維持に向けた対応を感じ取ることができる。

幕初の段階には、幕府代官も単なる吏僚として存在することはなく、地方巧者と言われるよう地域密着型の代官が多く見られた。彼らは勘定所の政策を選り分けながら、地域という現場で具体化していたのである。寛永十九年五

月、幕閣及び勘定方は飢饉の影響を把握するために、江戸に比較的近い東海・東山道地域の代官を召集して状況を報告させ審議した。その結果、同月二四日及び二六日付の郷村触として勘定所から代官に指導がなされた。審議の翌日には触れが明らかにされていることから、会議招集以前にこうした触は用意されていたと見るのが妥当だろう。その後、代官たちはそれを携えて任地に戻り、真の意味での郷村触れを作成し、七月中には支配の現場で発令して、請書を取つたのである。そして、年貢収納期を間近に控え、更なる状況の悪化を心配し、村と百姓の疲弊への対応を求める勘定所からの要求に対しては、九月から十月にかけて、年貢割付状発給のための事前調査を念入りに行うなどの方策をもつて応えているのである。

小稿では代官の具体的な政策に未だ分け入ることが出来ず、隔靴搔痒の感が募る。これは、初期の代官関連史料や村方史料の乏しさゆえの限界を示すのか。あるいは管見の狭さを示すのか。いずれにせよ、小稿は独自に寛永末年研究を準備するためのノートとしての意味づけを持つ。広くご批判を仰ぐ次第である。

注

- ① 慶安期については、近年、慶安軍役令や慶安御触書の存在が実質的に否定され、かつてのようにこの時期に社会制度上の大きな画期を見ようとする研究方法は成り立ちにくくなっている。軍役令については、根岸茂夫「所謂『慶安軍役令』の一考察」(『日本歴史』三八三号、一九八〇年、のち根岸『近世武家社会の形成と構造』吉川弘文館、二〇〇〇年、所収)を、御触書については、山本英二『慶安御触書成立試論』(日本エディタースクール出版部、一九九九年)を参照。
- ② 北島正元『江戸幕府の権力構造』(岩波書店、一九六四年)、佐々木潤之介『幕藩権力の基礎構造』(御茶の水書房、一九六四年)を参考。
- ③ 関根省治『近世初期幕領支配の研究』(雄山閣、一九九一年)、佐藤孝之『近世前期の幕領支配と村落』(巖南堂書店、一九九三年)、和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』(文献出版、一九九五年)などを参照。
- ④ 吉川弘文館、一九八三年。

山川出版社、一九九七年。

とりあえず大石慎三郎『享保改革の経済政策』（御茶の水書房、一九六一年）を参照。

〔御宿村、代官より法度請書〕（『金谷町史』（裾野市史）第三巻資料編近世、一六号文書）。

〔新訂増補 国史大系 德川実記〕第三編（吉川弘文館、一九三〇年）。

〔徳川禁令考〕前集第五（創文社、一九五九年）二七八一号文書。

〔徳川禁令考〕前集第五（創文社、一九五九年）二七八二号文書。

長谷川長勝で、祖父長盛以来家康に従つた駿州地方の豪族である。近世前期は世襲的に島田代官を歴任した。資財をなげうつて大井川周辺の新田開発を進めたと言われる。〔新訂寛政重修諸家譜〕第十四（続群書類從完成会、一九六五年）一〇一頁を参照。

〔前掲「徳川禁令考」〕前集第五、二七八五号文書。

〔滝沢村田畠屋敷高辻につき指出状〕（『藤枝市史』資料編3近世一、一七六号文書）。

〔水野監物忠善の吉田への転封の日時について〕は、〔新訂寛政重修諸家譜〕第六（一九六四年）七一頁を参照。

〔藤枝市史〕資料編3近世一、三号文書。

〔松平（藤井）忠晴のことで、彼が正式に田中城に入部したのは寛永十九年九月二二日のことである〕（〔新訂寛政重修諸家譜〕第一、四九頁参照）。とするならば、同年七月二八日に水野氏が転封してから一ヶ月半ほどは、幕府が代官支配地を含めて国替地の管理をしていたことが確認できる。

〔駿東郡本宿村物成指出〕（『静岡県史』資料編一〇近世一、二二〇号文書）。

〔関根「前掲書」〕一四頁参照。

〔寛永十六年からのデータが「金谷町史」通史編本編（三四九頁）に示されている。〕